

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(平成29年4月3日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> J A農産物直売所クーポン券付定期貯金 (愛称：たわわ)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方(未成年者除く) ※他の定期貯金商品からの預け替えはできません。
募集総額	<ul style="list-style-type: none"> 200億円(県内合計) 募集額はJ Aごとに異なります。 各J Aの募集額や募集状況はJ Aの窓口にお問い合わせください。
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月3日～平成29年8月31日 募集総額に到達次第取扱いを終了させていただきます。
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式(1年) ※総合口座型定期貯金限定 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。 ※継続後はJ A農産物直売所クーポン券付定期貯金「たわわ」ではない「スーパー定期貯金<単利型>」となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 ※現金自動預払機(ATM)でのお預け入れは対象外となります。 20万円以上 ※お渡しできるクーポン券は5,000円が上限となります。 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、原則としてスーパー定期貯金<単利型>の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日まで。 金利は店頭に表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保定期となります。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店（所）または当組合本店（所）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口は こちらをクリック ください。</p> <p>また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県JAバンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>和歌山県弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記和歌山県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>（特典について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県内JA農産物直売所および和歌山県Aコープ店舗（一部を除く）、JA支所・支店（一部を除く）で使用できるクーポン券を、本定期貯金ご契約額20万円毎に500円お付けします。 （例：39万円のご契約の場合も、お付けするクーポン券は500円になります） ・クーポン券を使用できる店舗一覧は、JA金融窓口へ備え付けのパンフレットやホームページ（http://www.jabank-wakayama.or.jp/）へ掲示いたします。また、使用可能店舗には、使用可能場所の表示をいたします。 ・有効期間は平成29年12月31日までとし、それ以降はご使用いただけません。（クーポン券のお渡し方法について） ・貯金契約後に手渡しいたします。（クーポン券受取書をご提出いただきます。）（中途解約について） ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。満期日前に中途解約するときは、クーポン券またはクーポン券相当額についてご返却いただきます。

※上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金」と同様の取り扱いとなります。

※お取扱条件は今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

※当商品の募集は今後の金融情勢その他の事情により予告なく終了する場合がございます。

※詳しくは渉外担当者または窓口担当者にお問い合わせください。